

IFRS Developments

IASBが「重要性がある」の定義の改訂を公表

重要ポイント

- ▶ IASB の開示イニシアティブは、リサーチ・プロジェクトと適用プロジェクトから構成されており、IFRS 財務諸表における開示の有効性の改善を目的としている。
- ▶ IASB は 2018 年 10 月に、「重要性がある」の定義の明確化及び統一をはかるために「『重要性がある』の定義」(IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の改訂)を公表した。
- ▶ 本改訂は、既存の規定に対する理解の改善を意図したものであり、企業による重要性の判断に著しい影響を及ぼすものではない。
- ▶ 本改訂は 2020 年 1 月 1 日以降開始する事業年度から将来に向けて適用され、早期適用も容認される。

概要

国際会計基準審議会(以下、IASB)は 2018 年 10 月に、「重要性がある」の定義を明確にし、IFRS のいずれの基準でもその定義が同じように適用されるように、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」及び IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の改訂(以下、本改訂)を公表した。

背景

IASB は、財務報告におけるコミュニケーションを向上させるために、「財務報告におけるコミュニケーションの改善」を 2017 年から 2021 年のアジェンダの中心テーマとして位置付けている。「開示イニシアティブ」は「財務報告に関するコミュニケーションの改善」の一環として、IFRS 財務諸表における開示の有効性の改善を目的としている。

「重要性」の不適切な適用が、開示の非有効性を生じさせている要因の 1 つであると考えられる。実際に多くの企業が重要ではない情報を開示する一方で、重要な情報を省略しており、その結果、意思決定における財務諸表の有用性が薄れていると指摘されていた。

こうしたフィードバックに鑑み、IASB は、「開示イニシアティブ」の一環で重要性を取り扱うプロジェクトを実施した。その内容は以下のとおりである。

- ▶ IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」(以下、実務記述書)
- ▶ IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号における「重要性がある」の定義の改訂

IASB は 2017 年に実務記述書を公表した。実務記述書は、強制力はないものの、一般目的財務諸表を作成する際の企業による重要性の判断に役立つガイダンスを提供している。実務記述書は、4 つのステップからなる重要性を適用する際のプロセスを提案しており、特定の状況で重要性の判断をどのように行うべきかに関するガイダンスを設けている。

新しい「重要性がある」の定義

新しい定義は、「情報は、それを省略、誤表示又は覆い隠したときに、特定の報告企業の財務情報を提供する一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には重要性がある」と述べている。

本改訂により、重要性は情報の性質又は大きさにより決まるということが明確になる。企業は、情報が単独でもしくは他の情報と組み合わせたときに財務諸表に関して重要性があるかどうかを評価することが必要になる。情報の誤表示は、主要な利用者が行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には重要性がある。

情報を覆い隠す

IASB は、新しい定義に「情報を覆い隠す」という概念を組み込むことで、この定義は省略することのできない情報(重要性がある情報)にのみ焦点を当てており、重要性のない情報を含めることで何故財務諸表の利用者の判断を誤らせることになるのかについては焦点を当てていないと利害関係者が受け取る可能性があるという懸念に対処しようとしている。本改訂は、情報が省略又は誤表示と同じような影響を及ぼす方法で提供される場合には、情報は覆い隠されていると説明している。

本改訂には、重要性がある情報が覆い隠されることになる状況の例が盛り込まれている。重要性がある項目、取引又はその他の事象に関する情報が財務諸表全体に分散している、又は曖昧もしくは不明瞭な表現を用いて開示されている場合には、重要性がある情報が覆い隠されていることになる。類似性に欠ける項目、取引又はその他の事象が不適切に集約されている、反対に類似性がある項目が不適切に分解されている場合にも重要性がある情報が覆い隠されている。さらに、重要性がある情報が重要性のない情報に覆い隠されてしまう場合には、財務諸表の理解可能性が低下する。

新たな重要性の閾値

IASB は、新しい「重要性がある」の定義において、「影響を与える可能性がある」という閾値を廃止し、「影響を与えると合理的に予想し得る」という閾値に置き換えており、改訂後の定義では、重要性の評価は、主要な利用者が経済的意思決定を行う際にどのように影響されるかを合理的に予想し得るかどうかを考慮に入れる必要がある。「影響を与えると合理的に予想し得る」という表現は、「影響を与える可能性がある」という閾値があまりにも低すぎ、その適用が広範に及びすぎる可能性があり、その結果、主要な利用者の意思決定に影響を及ぼし得ない情報までもが財務諸表に含まれなければならないという懸念に対処することを意図したものである。

本改訂により、情報が主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る可能性があるかどうかを評価する際に、企業は、利用者の特性だけでなく自己の状況も検討しなければならないことが明確化された。

財務諸表の主要な利用者

現行の定義は、「利用者」に言及しているものの、その特徴を特定しておらず、企業がどの情報を開示すべきかを決定する際に可能な限りすべての財務諸表利用者を考慮する必要があることを示唆していると解釈される可能性がある。

したがって、IASB は、「利用者」という用語はあまりにも幅広く解釈される可能性があるという懸念を受け、新しい定義では主要な利用者としてすることにした。

本改訂は、現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者の多くは、企業に直接情報提供を要求することができず、必要とする財務情報の多くを一般目的財務諸表に依拠しなければならないと説明している。したがって、そうした集団が一般目的財務諸表の主要な利用者になる。

他の改訂

IASB は、改訂後の IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の「重要性がある」の定義と一致させるために、概念フレームワークの「重要性がある」の定義も改訂した。IASB はまた、新しい「重要性がある」の定義と一致するように実務記述書も改訂した。

IASB は、これらの改訂により概念フレームワーク及び実務記述書のガイダンスに影響が生じるとは想定していない。

発効日及び経過措置

IAS 第 1 号及び IAS 第 8 号の改訂は、2020 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から適用しなければならない。当該改訂は将来に向けて適用され、早期適用も容認される。

弊社のコメント

「重要性がある」の定義の改訂により企業の財務諸表に著しい影響が及ぶことはないが、この定義に「情報を覆い隠す」という用語が盛り込まれたことで、財務諸表において情報をどのように構成すべきかがさらに重要となり、実務上、重要性の判断をどのように行うべきかに関し影響が生じる可能性がある。

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について
EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、www.shinnihon.or.jpをご覧ください。

EYのIFRS(国際財務報告基準)グループについて

国際財務報告基準(IFRS)への移行は、財務報告における唯一最も重要な取り組みであり、その影響は会計をはるかに超え、財務報告の方法だけでなく、企業が下すすべての重要な判断にも及びます。私たちは、クライアントによりよいサービスを提供するため、世界的なリソースであるEYの構成員とナレッジの精練に尽力しています。さらに、さまざまな業種別セクターでの経験、関連する主題に精通したナレッジ、そして世界中で培った最先端の知見から得られる利点を提供するよう努めています。EYはこのようにしてプラスの変化をもたらすよう支援します。

© 2018 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。新日本有限責任監査法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本資料はEYG no. 011935-18Gblの翻訳版です。